

情報公開請求件数（令和6年度）

公開請求件数42件	決定内容	件数	公開方法	件数
	公開	12件	閲覧のみ	0件
			写しの交付のみ	39件
	部分公開	27件	閲覧と写しの交付	0件
非公開		3件		

個人情報開示請求件数（令和6年度）

開示請求件数4件	決定内容	件数	開示方法	件数
	開示	0件	閲覧のみ	0件
			写しの交付のみ	3件
	部分開示	3件	閲覧と写しの交付	0件
非開示		1件		

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が改正され、市内全域が規制区域となりました。規制区域内で都市計画法の開発許可を受けた工事は、盛土規制法の許可も受けたものとみなされます。

工事が次の①～⑤のいずれかの規模で、特定工程（盛土をする前の地盤面または切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程）を含む場合、盛土規制法の間中検査が必要になります。

対象工事 ①盛土で高さ2m超の崖を生じるもの②切土で高さ5m超の崖を生じるもの③盛土と切土を同時に行い、

高さ5m超の崖を生じるもの（①・②を除く）④盛土で高さ5m超となるもの⑤盛土または切土をする土地の面積が3000㎡超となるもの（①～④を除く）

その他 ▽中間検査には、工事の規模によって下表の料が必要となります▽工期が3カ月を超える工事は、中間検査に加えて定期報告も必要となります▽詳しくは市ホームページ（下記2次元コードを読み取り）を確認してください

問い合わせ 都市計画課（☎2824）

盛土または切土の面積	手数料
0.3ha 以下	3,700 円
0.3ha を超え、2 ha 以下	5,600 円
2 ha を超え、4 ha 以下	9,400 円
4 ha を超え、7 ha 以下	1 万 6,000 円
7 ha を超え、10ha 以下	2 万 8,000 円
10ha を超えるもの	3 万 9,000 円

情報公開制度 市が持っている行政情報の公開を求める市民の権利を保障することにより、市民の市政参加を促進し、市政運営の透明化を確保することを目的とした制度です。

公開請求できる人 市内に住・在勤・在学している人、市内に事務所・事業所を有する個人または法人やその他の団体、公開を求める内容に利害関係を有するもの。市内に住所を有しない個人または法

人である場合は、任意の公開としての申請を受け付けています

個人情報保護制度 個人のプライバシーを守るため、市の実施機関が持っている個人情報の適正な取り扱いをルール化することにより、市民が自己の情報の開示や訂正を請求する権利を保障し、公正で開かれた市政の推進に役立てる制度です。

問い合わせ 総務課（☎402227）



現在整備を進めている藤岡市複合施設ふじまるは、10月13日（祝）から開館します。ふじまるは、図書館、多目的ホール、子育て・健康センター（現在の保健センター）、プレイルームなどで構成された複合施設です。施設概要や開館時間などの詳しい情報については、広報紙などで後日改めてお知らせします。

また、7月22日（火）から、多目的ホールなどの仮予約を開始します。詳しくは市ホームページ（下記2次元コードを読み取り）を確認してください。

申し込み・問い合わせ 複合施設建設室（☎402319）

情報公開と個人情報保護制度実施状況

藤岡市複合施設ふじまる開館日決定

入院の予定がある人や、医療費が高額になる可能性のある人は、1カ月にかかる医療費の支払いを一定額までに抑えたり、食事代を減額したりする制度があります。この制度を受けるには「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を事前に申請する必要があります。なお、マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要なので、マイナ保険証をぜひ活用してください。

対象 マイナ保険証を持っている人▽国民健康保険加入者（70歳未満の場合）は現役並み所得者Ⅱ、Ⅰまたは住民税非課税世帯▽後期高齢者医療加入者

申請方法 次のいずれかの方法で手続き▽認定証が必要な人の資格確認書、来庁する人の本人確認書類（マイナンバーカードなど）を持って、保険

年金課窓口で申請▽ふじおか電子申請受付システムで申請

認定証の更新 現在使っている認定証の有効期限は7月31日（木）です。国民健康保険加入者 ▽マイナ保険証を持っている人Ⅱ保険医療機関の受付時にマイナ

保険証を提示▽マイナ保険証を持っていない人Ⅱ有効期限経過後も引き続き認定証を利用する場合は、再度申請が必要です。8月1日（金）以降に保険年金課窓口またはふじおか電子申請受付システムで申請

後期高齢者医療加入者 令和

6年12月2日以降、被保険者の新規発行廃止に伴い、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証も併せて新規発行廃止となりました▽マイナ保険証を持っている人Ⅱ保険医療機関の受付時にマイナ保険証を提示▽マイナ

保険証を持っていない人Ⅱ限度区分が併記された資格確認書を保険医療機関に提示

問い合わせ 保険年金課▽国民健康保険加入者Ⅱ国保係 ☎402822 ▽後期高齢者医療加入者Ⅱ医療年金係（☎2259）

表1 70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

区分		3回目まで	4回目以降
上位所得者	ア 基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	25万2,600円＋（医療費－84万2,000円）×1%	14万1,000円
	イ 基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	16万7,400円＋（医療費－55万8,000円）×1%	9万3,000円
一般	ウ 基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	8万1,000円＋（医療費－26万7,000円）×1%	4万4,400円
	エ 基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	5万7,600円	
非課税	オ 住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

表2 70歳以上の人の自己負担限度額（月額）

区分		外来（個人ごと）	入院＋外来（世帯ごと）
3割	現役並みⅢ （課税所得690万円以上）	25万2,600円＋（医療費－84万2,000円）×1% （4回目以降の場合 14万100円）	
	現役並みⅡ （課税所得380万円以上 690万円未満）	16万7,400円＋（医療費－55万8,000円）×1% （4回目以降の場合 9万3,000円）	
	現役並みⅠ （課税所得145万円以上 380万円未満）	8万100円＋（医療費－26万7,000円）×1% （4回目以降の場合 4万4,400円）	
2割	一般	1万8,000円 （年間上限 14万4,000円）	5万7,600円 （多数回 4万4,400円）
	低所得者Ⅱ	8,000円	2万4,600円
	低所得者Ⅰ		1万5,000円

表3 後期高齢自己負担限度額（月額）

区分		外来（個人ごと）	入院＋外来（世帯ごと）
3割	現役並みⅢ（課税所得690万円以上）	25万2,600円＋（医療費－84万2,000円）×1%（4回目以降の場合 14万1,000円）	5万7,600円（多数回 4万4,400円）
	現役並みⅡ（課税所得380万円以上690万円未満）	16万7,400円＋（医療費－55万8,000円）×1%（4回目以降の場合 9万3,000円）	
	現役並みⅠ（課税所得145万円以上380万円未満）	8万1,000円＋（医療費－26万7,000円）×1%（4回目以降の場合 4万4,400円）	
2割	一般Ⅱ	1万8,000円または（6,000円＋（医療費－3万円）×10%）の低い方を適用（年間上限14万4,000円）	2万4,600円 1万5,000円
	一般Ⅰ	1万8,000円（年間上限 14万4,000円）	
1割	低所得者Ⅱ	8,000円	
	低所得者Ⅰ		

※過去12カ月の間に外来＋入院（世帯）の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります

限度額認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新